

浦水会館 (1)

校友永年の念願だった校友会館は、旧校友会館の建設、撤去を経て、新建設土地の取得など昭和25年以來の校友の思いと努力が29年間の経過をへて、「浦水会館」として昭和53年6月完成した。校友会としては長い間、校友会単独の会館を建設するために、土地の取得、会館建設費の積み立てなど行ってきたが、法人格をもたない組織実体や建設後のランニングコストなどを考慮し、校友会が建設用地として購入した土地に、大学・校友会・父兄会（現浦水会）の三者が共同で使用する多目的会館の建設となった。

旧校友会館（昭和44年取壊し）はわずか50坪の木造二階建てで老朽化が進み、電車や自動車の騒音、振動でゆっくり談笑もできず、泊まっても安眠できない状態だったことから、新会館建設は歴代役員10数年来の懸案事項であった。

昭和41年、新会館建設用地（現浦水会館建設地）として大学正門前の小鷹医院跡地150.11坪を4,620万円で校友会が購入、さらに昭和44年隣接地36.1坪を3,490万円で買収、合計で186.21坪を8,110万円で取得した。その後、土地取り引きに関する税法上の問題や登記が会長個人名義になってしまう事情もあり、購入資金を大学に寄付をした形をとり、やがて校友会がなんらかの法人格を得た時は、この土地を校友会に返却すべきものとして覚書によって確認、この用地を大学名義とし、土地の使用権は校友会にあるものとする契約書を昭和45年に大学と交わした。

大学は当時、学部の新設、学生数の増加と一大飛躍の途上であり、特に白山においては文部省から校地の狭溢解決を勧告されていた時でもあり、この土地の名義を大学として、校地とみなすことは大学にとっても好都合であった。その後、大学は昭和47年、当時の理事会で90周年事業の記念館を「浦水会館」と命名することを決定した。その由来は、学祖井上円了先生が新潟県三島郡浦村（旧地名）の出身から郷里を思い、浦の字を浦と水（氵）に分けて浦水の号を名乗ったことから、学祖顕彰の精神から名付けられた。さらに、着工準備として、47年度予算に記念館建設費として1億円を計上した。続く2年間も建設費予算として1億円を計上したが実現せず、昭和51年12月の理事会で90周年記念事業の一つとして記念館の建設を正式決定し事業委員会が発足した。記念館建設について検討の結果、以下の4点の方針を決定し、話し合いにより校友会、父兄会の了承を得ることとした。

- (1) 記念館の建設は土地がないので校友会館建設予定地に建てることを校友会と交渉する
- (2) 大学が校友会に支払うべき旧校友会館跡地の地上権の補償などの債務をこの機会に支払い、同時にこれを浦水会館の建設費として寄付してもらおうよう交渉する
- (3) 父兄会館を廃止し、記念館に移設するとともに父兄会館を売却、その代金を浦水会館の建設費として寄付してもらおうことを父兄会と交渉する
- (4) 記念館には校友会館、父兄会館の機能を併設するとともに、学祖井上円了博士の記念室を設け多目的会館として、大学、校友会、父兄会の三者が共同使用する

この結果を受け、大学は（株）笹川スエヲ設計事務所設計、監理を依頼し、昭和52年8月の競争入札の結果、建築は株木建設株式会社、機械設備工事は新菱冷熱工業株式会社が落札した。同年9月、地鎮祭が挙行され、翌53年6月竣工、6月24日に落成式が挙行された。

建設費は3億2,780万円。内訳は建築費2億9,900万円、設計、監理料と什器備品代金合計2,280万円。三者の負担は、校友会が1億5,000万円、父兄会が1億2,000万円の寄付金で、大学負担分は5,780万円だった。



建物は、延べ床面積543.22坪の地下1階、地上5階建て。エレベーター付で全館冷暖房完備地下一階は機械室、風呂場。地上1階はレストラン、管理人事務室、管理人室、特別室。2階は校友会事務室・応接室・会議室、父兄会事務室・局長室兼応接室・会議室。3階は井上円了記念室、大学来賓室。4階は会議室3（大会議室として使用可）。5階は宿泊室（シングル7室・ツイン2室）、和室会議室10畳、8畳の2室。1階レストラン以外は学生の使用は禁止し、大学教職員、校友会、父兄会の使用を優先とした。

完成後の甫水会館の管理については、校友会常任委員会において、種々論議されたが、維持管理費等の長期財政的、人事面での問題もあり、使用管理は大学でおこない、運営に関しては、甫水会館使用管理委員会が昭和63年4月正式に発足し（規程制定）、大学、校友会、父兄会の三者で構成された同委員会で協議されることとなった。

平成11年秋、大学から甫水会館を通信教育や公開講座などの生涯教育センターとして使用したいとの話があり、校友会にとっては難題を背負うこととなった。大学の発展にとって必要なことは協力したいが、校友会本部の使用面積が手狭になるだけでなく、一般校友に開放されていた宿泊室や会議室がなくなることは、校友会館の機能を併設して発足した建設の意図が無くなる重大事であった。校友会常任委員会で協議を重ね、代議員会にも諮り承認を得て、平成12年大学の要望に協力する形で応じることとなったが、この際に校友会の帰属部分である使用権、土地の権利などについて再確認のうへ、改めて「覚書」を大学と取り交わした。

平成23年、東洋大学別館の解体に伴い、「人間科学総合研究所」と「組合事務室（教員組合・職員組合・教職員組合）」の仮移転先として甫水会館3階を利用することになった。使用期間は、改修工事・引越し期間を含めて平成25年3月末日までとなっていたが、都合により現在も使用している。また、平成25年には「通信教育事務室」が甫水会館1階から白山キャンパス内に移転、「国際地域グローバルオフィス」が入った。

時の経過とともに建設の経緯を知る関係者も少なくなったが、先人が残した校友の財産は、現在そして未来の校友のためにあることを忘れてはならない。



式は、大学庶務部長長田氏の司会で始められ、岡本常務理事から次のような経過報告があった。

（経過の要約）

甫水会館の建設ということは十数年の懸案であり、昭和47年から三年間も大学の予算に計上しながら表現することができなかったことは、元知のとおりでありました。本日は落成いたしましたこの甫水会館は、従来の深いご理解と協力を賜って、東洋大学の90周年の歴史を象徴する一つのものとして完成をみたものであります。

ご案内のように昭和52年が大学の創立90周年に当たりますので、一時年の12月の理事会は記念事業の一つとして記念館の建設を決定しました。しかし記念事業も発足したに当たっては、本学が開設施行するにあたっては、90周年はさきやうに質素にやろうということに基づ

校友会報第109号（昭和53年7月25日発行）



「甫水会館」は、昭和53年6月に竣工以来22年、校友会館としての役割を担ってきた。大学白山キャンパスの斜め前に位置し、2階に校友本部を置き、事務局スタッフ常駐し、「卒業生20万人」の名簿データベースの整備、会報の発行などにあたってきた。4階の会議室や5階の宿泊室は少ないながらも、校友にとって卒業後も安んじて利用できる施設でもあった。校友会も、昭和41年に大学正門前に校友会館建設用地として購入した土地186.21坪に建つ。延べ床面積543.22坪。

命名の由来は、学祖井上円了博士が新潟県三島郡浦村（旧地名）の出身から郷里を思い、満の字を浦と水（？）に分けて甫水の字を名乗ったことから、学祖顕彰の精神から名付けられた。

校友会報第204号（平成12年8月1日発行）

甫水会館への前史（旧校友会館）

旧校友会館は昭和28年7月、旧白山通り沿いの正門左側に建てられた。当時は上京した地方校友が安心して泊まれる旅館が少なく訪問校友の憩いの場もなかったことから、昭和25年初頭より本部常任評議員会で校友会館建設の議が起り、時の校友会長加藤精神（のち学長昭27/5～31/10となり、校友会長と兼務）、高盛義雄、柳井正夫らが全国に呼びかけて寄付を集めて造ったものである。

昭和25年9月15日付けの「校友会館建設基金募集趣意書」には、住所ならびに職業判明校友3,000名であり、1口500円宛を先輩校友が寄付をしてくだされれば建設できるとし、建設予算100万円、50坪の建築とし、「多年の宿願である我らの校友会館建設を実現しようではありませんか」と呼び掛けている。また、趣意書では、昭和13年度以降卒業生から鷄聲会館建設資金として寄付を集めてきた約8万円もこれに繰入をすることが明記されている。

昭和28年9月、多くの校友の寄付により建設費を捻出し、大学正面横の敷地90.1坪を大学から貸与されて建築、木造2階建（50.1坪）の「校友会館」が完成。5部屋の客室をもち、地方校友や受験生の宿泊、学生の集会場として利用された。新築当時の宿泊料は200円（校友紹介者は300円）、食事は朝夕自由で200円。また1階店舗部門は貸借され、酒場「だいや菊」や喫茶店「ヴェリテ」が学生の憩いの場として賑わった。

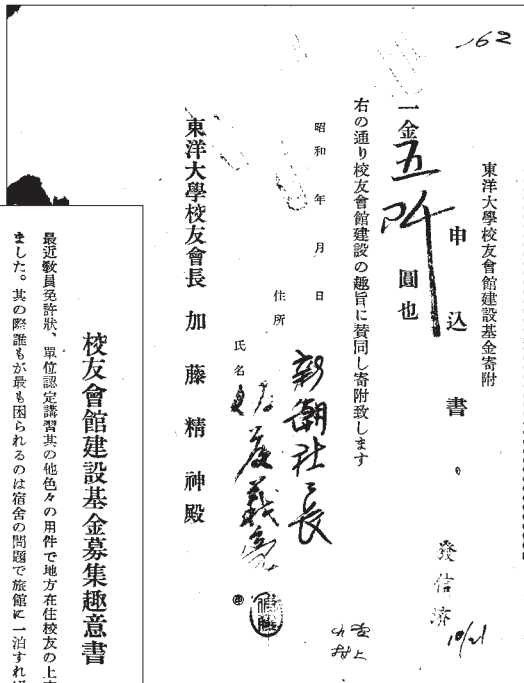
昭和39年10月、建築後10数年で、大学の都合（80周年記念館建設にともなう代替地にするため、土地の明け渡しを要請された）によってこれを閉鎖、昭和44年6月、都営地下鉄の工事のため、東京都の要請で取り壊しとなり建築後17年の役目を終えた。建物取壊しに伴う東京都からの補償金は、のちの甫水会館（昭和53年6月落成）建設の資金として学校法人東洋大学に寄付され、またこの地上権などが校友会負担部分の建設費とされた。

なお校友会館の跡地には昭和46年に東洋大学別館が建てられ、11月から昭和63年6月まで約17年間、甫水会館建設まで2階に校友会事務局を置いた。

現在はこの別館も取壊され125周年記念館前の緑豊かなオープンスペースの一部となっている。



旧校友会館



校友会館建設基金募集趣意書

最近教員免許状、単位認定講習其の他色々の用件で地方在住校友の上京される方が極めて多くあります。其の際誰しも困られるのは宿舎の問題で旅館に一泊すれば千円や千五百円は忽ち消費して仕舞ふのであります。借給生活者にとつては餘りに過重な負担と云はねばなりません。故に学校としても出来るだけ安直に宿泊出来る旅館を紹介して居るのではありませんが、それでも現在仲々低廉な経費で宿泊することは困難であります。随つてのつびきならぬ用事の外は上京を躊躇しなればならない現状であることは各位が充分御承知の所であります。此の時に當つて我が東洋大学校友会に若溪会館の如く校友が気軽に宿泊出来る設備が絶対に必要であることを痛感する次第であります。そこで校友会年度の事業として是が非でも校友会館を設立し、各位の多年の望に對する覚悟であります。此爲本部常任評議員会は本年初頭より屢々協議し、七月八日開催の總會に於ても満場一致之を可決し、直ちに具体的運動に着手することになりました。而して学校当局に對しても此実施計畫を申入れられた所、學校としても出来るだけの便宜供手を約束され、昨年来母校復興資金として御寄附下さつた未携分は全部此建設費に振替いたしましたことと決定いたしました。尚校門横の母校所有地の一部を敷地として提供されることになつたので、校友会としては差當り百万円の手算で五十坪の建築に着手することにいたしました。現在校友にして住所、職業の判明して居る者が約三千名でありますから、これ等先輩が一人残らず御協力下さつて仮りに各々五百円宛御寄附下さるならば必ず所期の目的を完遂し得ると確信して疑はないのであります。此の計畫を發表以來大方の校友が熱心に御協力下さいまして既に千円二千円といふ申込みがあり、其の額は數萬圓に達して居る状況であります。皆様何卒右趣旨に御賛同下さいまして、一口でも、二口でも御申込み下さい。多年の宿願である我等の校友会館建設を実現しようではありませんか。

尚昭和十三年度以降卒業生各位より鷄聲会館建設資金として御寄附を戴いた約八萬圓は今度の会館建設資金に繰入れる事に致しました。

昭和二十五年九月十五日

校友各位

一、一口 五百円

東洋大学校友会長 加藤精神

旧校友会館ならびに浦水会館の歩み〔年表〕(1)

- 1950(昭25).1 校友会館建設について、本部常任評議員会にてしばしば協議される
- (昭25).7 総会(7.8)において、満場一致で会館建設について可決
- (昭25).9 校友会館建設基金募集を開始
- 校友会館建設基金募集趣意書(9.15付)
- ・教員免許状、単位認定講習等の用件などで地方在住校友が上京する機会が多くなった。大学として安い旅館の紹介など便宜を図っているが、校友が気軽に安心して泊まれる「校友会館」を建設する必要性を痛感し、本年度事業として具体的運動に着手した
 - ・建設用地は、大学正面横の大学所有地(90.15坪)を提供されることになり、校友会は、予算100万円に50坪の建築に着手することになった
 - ・住所等の判明している校友は約3,000名で、1口500円寄付願えば目的は達成できるので、ご協力願った
 - ・なお、昭和13年度卒業生各位から鶏聲会館建設資金としてご寄付頂いた約8万円は、今回の会館建設費用に繰り入れることにした
- 1953(昭28).7 校友会館落成
- ・木造2階建(50.1坪) 1階店舗(テナント) 2階校友会本部事務室 宿泊室(5部屋)
- 1964(昭39).10 校友会館(昭28年7月建設)土地の使用権のうち、一部を大学へ返却
- ・大学から使用権を貸与されている文京区原町5番地所在の土地90.15坪のうち30坪を、大学創立80周年記念館建設に伴う隣接土地購入の為に代替地として返還
 - ・校友会館長尾張真之介と大学理事長剣木亨弘との土地使用権の返還に伴う「念書」作成(10.1付)
* 187頁参照
 - ①大学創立80周年記念館建設資金募集運動の促進のための校友会の献身的協力を謝し、大学として永く銘記する ②将来校友会が新会館を建設する場合には、所要敷地の購入ならびに建築等に関し、積極的に経済援助を行う旨確約
- 1966(昭41).5 校友会館敷地購入決定(5.21校友会評議員会で可決)買収する=現浦水会館敷地
- ・大学正門前、小鷹医院跡地、文京区駒込曙町3番地、150.11坪を千代田区神田早川清から買収
 - ・価格4,620万円(斡旋料込み=※昭45.9.1付契約書では4,621万円)坪単価30万3千余円
 - ・支払い代金 3,220万円…昭41年度までの3年間積立金充当 1,400万円…大学名義での一時借入(利息619,402円)
 - ・土地売買名義は、大学名義でおこない大学校地とする
- (昭41).6 大学との覚書を作成し、校友会館(浦水会館建設の敷地)購入資金を寄付する形態をとる
- ・校友会館長尾張真之介と理事長剣木亨弘との「校地買収資金寄附に関する覚書」作成(6.25付)
* 187頁参照
 - ①校友会は学校法人東洋大学が買収した文京区曙町3番地の宅地150.11坪の買収資金4,620万円および金利相当額(619,402円)を寄付する ②校友会は可及的速やかに法人組織の手続きを完了するものとする ③学校法人東洋大学は寄付完了ならびに法人組織完了と相まち同土地の地上権を校友会に対して設定するものとする
 - ・敷地登記完了(7.12)大学名義とする *校友会報第43号掲載
- (昭41).8 会館建設小委員会発足
- ・委員…沢野次郎(委員長)、青木平三郎、石田幸男、大島昌静、木田治作、田浦義光
大学連絡委員=大野文吉(総務部長)
- 1967(昭42).6 会館建設敷地代金完済(6.3校友会評議員会で可決) *校友会報第50号掲載
- ・大学側立替金1,400万円を昭42年度予算2,800万円から返却
- 1968(昭43).4 校友会館建設準備促進委員会発足 *校友会報第55号掲載
- ・4.9常任評議委員会で会館建設小委員会を発展解消

旧校友会館ならびに雨水会館の歩み[年表](2)

- ・委員…高松鶴吉、高瀬浄、日種純一、松岡節郎 大学連絡委員=柳井幸太郎(総務部長)
- 1969(昭44).5 会館用地買増し方針決定(2.22 5.10 校友会評議員会) *校友会報第59号掲載
- (昭44).6 都営地下鉄敷設に伴い旧校友会館取り壊し 地下鉄補償金を大学に寄付 *校友会報第60号掲載
 - ・東京都から都営地下鉄6号線敷設にともなう文京区白山5丁目5番地所在の大学敷地61坪にある取り壊し物件の損害補償金として8,362,750円ならびに京北学園体育館補強用地中壁設置工事期間中の地代補償金359,908円を校友会が受領したが(建物物件名義は校友会会長尾張真之介)この校友会館は昭和28年に校友会員有志が建築資金を拠出して建設したものであるため、この地下鉄補償金8,722,658円を特定寄付金とし大学に寄付する
 - ・校友会会長尾張真之介と理事長大島昌静との「念書」作成(6.12付) *188頁参照
 - ①大学は、旧校友会館(木造2階建50.1坪)取り壊し損害補償金ならびに地代補償金の計8,722,658円を特定寄付金として受け入れる(この中には、管理人校友会嘱託青山テルに対する立退料520,000円が含まれる) ②大学は、校友会が補償の対象となった物件の建坪に相応しい土地を代替物件として購入する場合は、この特定寄付金を購入資金として支出することを確約
- (昭44).7 会館用地隣接地買収 大学へ寄付 価格3,490万円 所有権移転登記(7.14付) *大学名義
 - ・道路沿いの会館敷地隣地36.1坪(119.36m²) 藤田氏より購入 文京区本駒込1丁目3番6
 - ・校友会館敷地(現雨水会館)購入済150.11坪の地下を地下鉄6号線が通ることに伴う建築工法の変更から、隣接地の確保の必要性が生じる

<買収資金>①地下鉄補償金31,366,356円(旧校友会館取り壊し損害補償8,362,750・地中壁設置工事期間中の地代補償359,908・地上権7,591,047・地中壁損害補償1,350,000・現雨水会館の土地の地上権13,702,651) 東京都交通局管理部用地課より受領(44.6.1付) ②普通預金から大学への寄付5,000,000円(5.21付) ③購入清算後大学から戻入△946,356円(45.3.30付) ④旧校友会館管理人撤去費用として大学から戻入△520,000(44.6.20付) ①~④による計3,490万円
- (昭44).11 大学別館建設に伴う旧校友会館跡地の使用権返還要請
 - ・理事長大島昌静より校友会会長尾張真之介あて要請書(11.10付) 大学における白山キャンパスの過密解消のため、別館建設するにあたり旧校友会館の使用権返還のための書類手続きをおこなう
 - ・念書を作成し、旧校友会館跡地に別館建設を同意(11.29付)
 - ・地上権の補償金は校友会館建設資金の一部として支出する旨を大学は確約返還の条件として大学が示した地上権の査定は、地価×90坪 $150 \times \frac{60}{100} =$ と明記している(大学と校友会の歴史的、血縁的な特別な関係を考慮して常識の線から2割方差引くことが申し添えられている)
- 1970(昭45).9 校友会館建設用地(現雨水会館)を大学側に寄付したことの確認および使用権の契約書を締結
 - ・校友会会長代行真溪義貫と理事長大島昌静との契約書(9.1付) *189頁参照
 - ①物件の確認(186.21坪)と購入資金8,111万円を校友会が大学に寄付したことを確認(昭41.7.4購入4,621万円、昭44.5.30購入3,490万円の物件) ②物件の所有権は大学にあるが、校友会が使用し、大学は自ら使用し、第三者に使用させないと規定している
 - ・大学理事会6/30第三号議題「校友会貸借問題に関する件」大島理事長より「会館建設用地については、校友会の土地であるが、一応大学名義とし、使用権は校友会とし、別紙契約書案を作成した」旨説明、慎重審議の結果これを可決 *なお、この件に関して、岡本喜一理事より「我々がいる間は事情が判っているため問題は起こらないが、年数が経過すると校友会が買った土地か何か解らなくなって、校友会は発言権を失うことになる。校友会が法人組織になった場合は返還すべき性質の土地であるから、この土地は法人の基本財産に組み入れるべきでない」との意見開陳があり、理事会はこれを了承した。(従ってこの段階では、大学法人の財産としては組み入れられていない)

[理事長=大島昌静 常務理事=三沢元貫、亀川俊雄 理事=磯村英一、柳井幸太郎、横江勝美、平山嵩、竹村吉右衛門、増田六郎、真溪義貫、児玉寛一、岡本喜一、平野利、坂井改造]

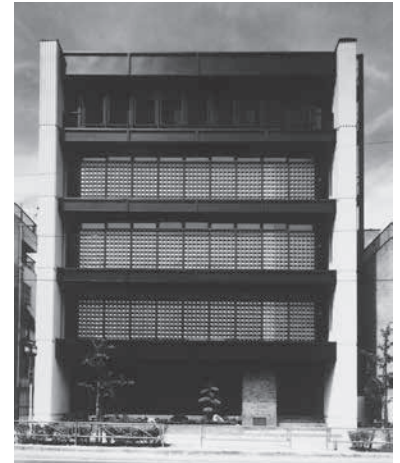
旧校友会館ならびに甫水会館の歩み[年表] (3)

昭和三十九年九月一日	昭和三十九年六月三十日	昭和四十五年六月三十日
<p>右は原本と相違ありません</p> <p>昭和三十九年九月一日</p> <p>学校法人東洋大学 理事長 大島昌</p>	<p>学校法人東洋大学 理事長 大島昌</p> <p>常務理事 三島元</p> <p>理事 大島昌、三島元、川島俊、岡村一、井上英、竹村吉、横山英、平野利、坂井改、大島昌、三島元、川島俊、岡村一、井上英、竹村吉、横山英、平野利、坂井改</p>	<p>学校法人東洋大学 理事長 大島昌</p> <p>常務理事 三島元</p> <p>理事 大島昌、三島元、川島俊、岡村一、井上英、竹村吉、横山英、平野利、坂井改</p>

- 1972(昭47).2 校友会長岡村二一より理事長三島元宛に校友会館建設についての要請書を提出 (2.26付)
- ①もとより大学と校友会は運命共同体であることは申すまでもなく、先に大学が80周年記念館(1号館)建設に当たって、校友会が使用権をもつ約30坪の土地を大学の要請に基づいて返還し、また旧校友会館敷地約61坪も同様返還している
 - ②このたび、校友会が潜在的所有権を有する大学名義の土地(文京区本駒込1-6)に校友会館建設を企画したところ(建築費予想額1億5,000万円)、大学当局において「甫水会館」の名のもとに大学名義で建設を考慮されているよし、本会に対するご配慮を懇請する
- (昭47) 大学側は、昭47年度予算に記念館建設費として1億円を計上、理事会にて記念館を「甫水会館」と命名することに決定
- 1973(昭48) 大学側は、昭48年度予算に甫水会館建設費として1億円を計上
- 1974(昭49).11 甫水会館建設に関する要望書を大学理事長宛に提出 (11.19付)
- ・校友会甫水会館建設促進委員会委員長＝勝承夫、同建設促進小委員会委員長＝宇野英雄により委員会が組織され、会館建設に対する検討が重ねられ、資金計画、見積などがなされ要望書が作成された
 - ①校友会歴代執行部が「会館建設」を最大目標にしてきた ②大学側から「1億円+アルファの建設資金のみで管理費は出せない」との回答を基本線にして、校友会積立金を合わせた範囲での専門業者の見積をとった＝見積額2億3,200万円 ③学祖顕彰室も会館内に設置するので、不足額3,200万円を哲学堂の売却代金のうちから補助してもらいたい ④上記申入れに対する承諾が得られない場合は、土地の返却を願いたい
- ※＜関連事項として＞ 岡村二一理事長に対して勝承夫校友会長名で、「哲学堂敷地を東京都に委譲するに当たり、その代金は、井上記念財団の如きものを設立して、永久に学祖の遺志を顕現してゆく方策を強く要望する」要望書提出

旧校友会館ならびに甬水会館の歩み[年表](4)

- 1975(昭50) 大学側は、昭50年度予算に甬水会館建設費としては計上せず、特定預金として1億円を計上
- 1976(昭51) 大学側は、昭51年度予算には計上せず
- (昭51).9 大学、甬水会館の設計監理を依頼(大学側担当=常務理事岡本巧)
・(株)笹川スエヲ設計事務所に甬水会館の設計監理を依頼(9.10)
設計監理料は13,860,000円と決定
- (昭51).12 大学理事会にて、90周年記念事業の一つとして甬水会館の建設を正式に決定
・90周年事業委員会が発足(委員長=真溪義貫理事長 校友会委員=青木平三郎校友会長)
- 1977(昭52).3 大学側、総工費として402,948,000円を昭52年度当初予算に計上(3.14理事会と3.28評議員会で可決)
- (昭52).4 大学90周年事業実行委員会が組織 校友会委員=畑山博、宇野英雄の両副会長
- (昭52).5 校友会常任委員会に対し、大学から甬水会館設計段階での提示
・甬水会館に父兄会も入居する(2階を両者が使用するという概略説明)
・校友会は1フロアを要求する
- (昭52).6 5階に宿泊室を設置し、4階に大会議室を設置する関係上、校友会の要求(1フロア使用)は入れられないとの大学側回答あり 建築上の事情に鑑み、基本的には大学側提案を了承。但し、表側(道路側)を校友会使用とするよう要求する
- (昭52).6 校友会要望に対して、大学岡本巧常務理事から説明
・建築設計上、表側(道路側)を校友会使用とすることはできない
・校友会使用予定部分(床面積182.58m² 55.3坪)を現段階では、これ以上広げることができない
・会館の使用権等の問題については、後日(建築後)正式に文書を作成するものとする
- (昭52).8 工事請負入札実施(8.23) 地下1階地上5階建延べ床面積543.22坪
・建築…240,000,000円で株木建設(株)が落札 ・機械設備工事…59,000,000円で新菱冷熱(株)が落札
※実質建設費328,569,030円(建設費299,000,000 設計その他29,569,030) ※管理運営委員会に提出された大学側資料による
- (昭52).9 地鎮祭挙行(9.6)
- (昭52).12 工事着工(12.5)
- 1978(昭53).6 工事竣工(6.10) 落成式(6.24) 校友会本部事務居移転入居
- (昭53).6 代議員会にて、大学から真溪義貫理事長、岡本巧常務理事が説明
<甬水会館の建設費について>総額3億2,780万円
・大学は校友会に対してこの15年間に種々の借金をしている。それを大学90周年に際して清算したいという考えが基本であり、6月19日の理事会にこれを議案として提案、結論としては、この借金を1億5,000万円で清算して欲しいというのが大学の態度でありこれを理事会で承認可決した
[算定の根拠は] *岡本巧常務理事説明資料による
①旧校友会館(現別館)の地上権90.15坪の81,135,000円<地価(150万)×90坪 $150 \times \frac{60}{100}$ >
②旧校友会館(現別館)地下鉄通過にともなう取り壊し補償金8,722,658円の大学への特定寄付金
③建設に至るまでの利息ならびに昭和39年以来の念書、覚書等による法人側の援助約束
[※甬水会館土地購入額81,719,402円は別途=校友会支出(150.11坪+36.1坪=186.21坪、4,620万円+3,490万円+利息619,402円)=校友会法人化実現が遅れていたため、寄付の形をとって登記人名義は大学となっているが、使用権は校友会にあるという認識は変わっていない]
・上記の経緯により、校友出資額は1億5,000万円とする



甬水会館

旧校友会館ならびに甫水会館の歩み〔年表〕(5)

- ・父兄会出資額 1 億 2,000 万円 (旧父兄会館売却によりその代金を寄付)
- ・大学出資額 5,780 万円

<建設の経過> *校友会報第 109 号掲載

1) 大学 90 周年記念館 (昭 52 年) として建設する 2) 建設用地は、土地がないので校友会館建設予定地に建てることを校友会と交渉する 3) 大学が支払うべき、旧校友会館跡地の地上権等の債務をこれを機に支払い同時にこれを建設費として校友会から寄付してもらう 4) 父兄会館を廃止し、記念館に移設するとともに父兄会館を売却し、その代金を建設費として父兄会から寄付してもらう 5) 記念館には、校友会館、父兄会館の機能を併設するとともに、学祖井上円了博士の記念室を設け多目的の会館として、大学、校友会、父兄会の三者が共同使用する

<建設内容> 地下 1 階=機械室、風呂場 1 階=レストラン (テナント)、管理人室、特別室

2 階=校友会 (事務室・会議室・応接室)、父兄会 (事務室・会議室・応接室)

3 階=井上円了記念室 大学来賓室 4 階=共有会議室 3 部屋 5 階=宿泊室 (シングル 5 室 ツイン 3 室) 和室会議室 (10 畳・8 畳) 延べ床面積 543.22 坪

[完成後の契約等について] 以下の 3 点についての正式契約書作成にまで至っていない

：将来校友会が法人組織を確立した場合の土地に対する措置

：校友会が現状のまま法人組織でない場合の土地の使用権

：土地の使用権が従来通り、校友会に保有されても、甫水会館が現状の機能を存続する限り校友会は大学と父兄会が土地を共同使用することを認める

(昭 53).12~ 甫水会館の管理運営体制について、たびたび常任委員会で論議が重ねられた

1979 (昭 54).12 「学校法人東洋大学甫水会館使用規程」「学校法人東洋大学甫水会館使用細則」が制定される

1980 (昭 55).9 甫水会館の運用について、早急に管理運営委員会を設置するよう要請

・青木平三郎校友会長から柳井幸太郎理事長宛 (9.9 付)

・建設後 2 年を経過しても三者 (大学、校友会、父兄会) による管理運営委員会も設置されず、大学庶務課において管理されているのみで運用についての話し合いがなされていない

1981 (昭 56).5~ 常任委員会において、甫水会館の現在の運営と管理について種々論議

・管理、運営についての覚書を作成すべしとして、正副会長に一任された (青木平三郎、池田信義、宇野英雄) ・校友会看板の設置、ロビー設置の要望

1982 (昭 57).4 甫水会館の運用について、再度、管理運営委員会を設置するよう要請=建設後 5 年を経過

・青木平三郎校友会長から柳井幸太郎理事長宛 (4.21)

(昭 57).4 大学常務会において「甫水会館運営委員会」設置が決定 (4.28) ・岡本巧常務理事に一任された

(昭 57).5 第 1 回甫水会館運営委員会が開催 (5.20)

・委員会の構成 大学側 (総務部長、管財部長、経理部長) 校友会 (校友会長の指名による者 3 名) 父兄会 (父兄会長の指名による者 3 名)

・当日出席 大学 (岡本巧常務理事、佐川武義経理部長、長田至総務部長、分銅貞夫管財部長) 校友会 (宇野英雄副会長、鈴木光雄庶務部長、林勇財務部長、星野事務局長事務取扱) 父兄会 (日種事務局長)

・校友会の永久使用権について明確にしておきたい旨を申し入れ

[岡本巧常務理事答弁] * 5.20 常任委員会で以下を報告

・旧校友会館跡地の問題から、交換文書が残っており、特に会館土地については、校友会が法人化したら返還するという文書もありその点は問題はない ・会館運営上の抜本的な改革は、大学 100 周年記念事業の中で行っていく以外にない、100 周年記念棟に校友会、父兄会は入れる

1983 (昭 58).5 校友会常任委員会において、「甫水会館」問題の事務引き継ぎがなされ、「会館建設に関する大学からの正式文書が来ていないこと」が論議される

1985 (昭 60).10 第 2 回甫水会館運営委員会 (10.22) 開催

旧校友会館ならびに甫水会館の歩み[年表] (6)

- ・大学（望月武夫、佐川武義、分銅貞夫、落合洋） 校友会（石田千秋、佐久間兼次郎、星野事務局長事務取扱） 父兄会（日種事務局長）
- (昭60).11 第3回甫水会館運営委員会（11.18）開催
 - ・委員＝校友会（浅川行雄、石田千秋、佐久間兼次郎、星野事務局長事務取扱） 大学（望月武夫、佐川武義、分銅貞夫） 父兄会（日種事務局長）
- 1987(昭62).12 第4回甫水会館運営委員会（12.18）開催
 - ・委員＝校友会（田淵順一、山本重臣、星野事務局長）
 - ・協議事項①甫水会館の管理人について②甫水会館管理運営規程について
- 1988(昭63).4 大学で「甫水会館使用管理委員会規程」を制定
- (昭63).6 第5回甫水会館運営委員会（6.28）開催
 - ・委員＝校友会（田淵順一、山本重臣、星野事務局長） 大学（佐川武義、松岡昌吾、朝川仁） 父兄会（有田、伊藤、松本）
 - ・協議事項①甫水会館の宿泊施設の使用方法について②同使用状況について③同使用細則の改正について
- 1992(平4).9 校友会100周年事業のひとつとして、甫水会館での校友会施設の拡充問題が取り上げられた（岡本巧校友会会長提案、常任委員会での決定）
- 1993(平5).11 校友会100周年（平6年11月式典）に向けて、大学とのトップ会談で塩川正十郎理事長に校友会施設拡充の要望を申し入れ
 - ・委員会を作って検討することとなった
- 1995(平7).9 甫水会館使用管理委員会（9.20）開催 ※7年ぶりの開催
 - ・出席＝校友会（藤井潔、木梨清、田中富四郎）
大学（松岡昌吾、杉野広、黒滝義光） 甫水会（小島、分銅事務局長）
同席（清水総務課長、川口校友会事務局長）
 - ・協議事項 甫水会館の改装について（白山第三期工事が完成するまで甫水会館を生涯学習センターの拠点として利用したいとの申し入れ）あくまで暫定的なものであるとの説明があった。
- 1995(平7).10 甫水会館使用管理委員会（10.5）開催
- 1997(平9).6 甫水会館使用管理委員会（6.27）開催
 - ・出席＝校友会（藤井潔、田中富四郎、川口事務局長）
大学（鈴木信成、鈴木俊光、小林正人） 甫水会（石田事務局長）
同席（黒沢総務課長）
 - ・協議事項 ①甫水会館内の校友会および甫水会の専用部分の保守について
②甫水会館会議室の使用順位について ③その他
- 1999(平11).10 田淵順一常務理事から藤井潔校友会会長に甫水会館の改装について説明（10.18）
小林正人管財部長から校友会事務局長ならびに甫水会事務局長に事務的な説明（10.19）
藤井潔校友会会長が常任委員会において改装に伴う大学の要望を説明（10.20）
- (平11).11 甫水会館使用管理委員会（11.25）開催
 - ・出席＝校友会（油井貫行、川口事務局長）
大学（鈴木俊光、小林正人、山瀬善三） 甫水会（田辺、田中事務局長）
同席（黒沢総務課長）
 - ・協議事項 甫水会館改装計画について説明
- 主な使用変更
 - ・甫水会館を生涯学習センターの拠点として利用したい
 - ・1階レストラン（東洋食品）の営業は平成12年12月まで。東洋食品は白山4号館に移転
 - ・1階に生涯学習センター事務室を置く

旧校友会会館ならびに甬水会館の歩み〔年表〕(7)

- ・ 2階、3階、4階は会議室兼教室として使用する
- ・ 会議室の一般貸出を廃止
- ・ 宿泊施設の廃止。これにより住み込みの管理人も廃止
- ・ 5階に校友会事務局、甬水会事務局を移転

校友会・甬水会は、移転に伴う要望書・覚書を作成し、大学に提出することとした。

(平11).12 大学への要望書ならびに甬水会館改装計画に係わる覚書(案)を提出(12.16)

2000(平12).2 甬水会館の改装・事務局移転に伴う代表者間協議(2.14)

- ・ 出席＝校友会(藤井潔、藤井良晃、針生清人、油井貫行、川口事務局長)
甬水会(花上喜代志、平沢賢治、田辺修、田中事務局長)
オブザーバ(小林正人管財部長)
- ・ 協議事項 甬水会館の改装に伴う意見交換
 - ・ 5階へ移転後の使用面積について＝2分の1ずつとし前面を校友会とする
 - ・ 特別会議室について＝優先順位を校友会・甬水会とし、管理は校友会とする
 - ・ 地下の資料室について

(平12).5 「甬水会館改装計画に係わる覚書」を取り交わす(5.22付) * 189頁参照

2001(平13).1～甬水会館改装工事

	改装前		改装後	
地階	浴室・機械室	26m ²	資料室(校友会・甬水会)	26m ²
1階	食堂・管理人室	245m ²	生涯学習センター事務局	265m ²
	校友会資料室	13m ²		
2階	校友会事務局	167m ²	会議室(大学優先)	288m ²
	甬水会事務局	139m ²		
3階	井上円了センター資料室 (元・井上円了記念室)	149m ²	会議室(大学優先)	225m ²
	特別会議室 (元・大学来賓室)	79m ²		
4階	会議室 3室 (大会議室として使用可)	215m ²	特別会議室 (校友会・甬水会優先)	82m ²
			会議室(大学優先)	67m ²
			会議室(大学優先)	66m ²
5階	宿泊室:シングル7室, ツイン2室, 和室2室(8畳・10畳)	220m ²	校友会事務局	110m ²
			甬水会事務局	110m ²

2006(平18).1 甬水会館使用管理委員会(1.11)開催

- ・ 出席＝校友会(福島良一、森若修治、川口事務局長)
大学(森建一、鈴木潤) 甬水会(一色、清水事務局長)
同席(笠原総務課長)

- ・ 協議事項 ①甬水会館の利用状況について ②駐車スペースについて

2010(平22).12 管財部より「別館解体による住替えに伴う甬水会館暫定利用について」(12.14付)の申し入れ

東洋大学125周年記念研究棟の建設に伴う別館の解体工事を平成23年3月より実施するため「人間科学総合研究所」と「組合事務局(教員組合・職員組合・教職員組合)」の仮移転先として甬水会館3階を利用したいとの申し入れがあった。使用期間は、改修工事・引越し期間を含めて平成25年3月末日までとし、最終的には「人間科学総合研究所」は125周年記念研究棟、組合事務局は5号館へ移転を予定していると説明。

2013(平25). 「通信教育課」が甬水会館1階から白山キャンパス内に移転、代わって「国際地域グローバルオフィス」が入った。(大学からの文書なし)

3階を平成25年3月末日までの予定で暫定利用していた「人間科学総合研究所」と「組合事務局(教員組合・職員組合・教職員組合)」は都合により引き続き使用。(大学からの文書なし)

念 書

このたび、本学創立八十周年記念館建設に伴う隣接土地購入に際し、さきに本学から貴会に対し使用権を供与している文京区原町五番地所在の土地九〇坪一五のうち、約三〇坪の返還方を要請いたしましたところ、幸にご快諾をいただき、用地の交換買収契約が順調に進展できましたことは、貴会のご高配のたまものと感謝に堪えません。

なおまた、本記念館建設資金募集運動の促進を計るに当りましても、母校発展のため献身的なご協力を賜わる由を仄聞しておりますが、こうした貴会のご好意は、本学として永く銘記いたしますと共に、将来貴会が、新たに校友会館建設を企図される場合には、所要敷地の購入ならびに建築等に関し、本学が積極的に経済的援助を行ない、もつて貴会のご発展にご協力申し上げることを固くお約束いたします。

ここに念書を式通作成し、双方各一通所持することいたします。

昭和三十九年十月一日

学校法人東洋大学進事長 堀 木 亨



東洋大学校友会
会長 尾 張 真 之 介 殿

校地買収資金寄附に関する覚書

- 一 東洋大学校友会は、学校法人東洋大学が東京都千代田区神田東松下町四拾七番地居住の早川清から買収した文京区曙町参番地の宅地壹百五拾坪壹合壹勺の買収資金四千六百貳拾万円および金利相当額を左記のとおり学校法人東洋大学に寄附する。
- 1 昭和四拾壹年六月貳拾五日 参千貳百貳拾万円也
- 2 昭和四拾貳年四月末日 残額壹千四百万円也
- 3 残額壹千四百万円に対し、年利五分五厘として計算した金利相当額
- 二 東洋大学校友会は、可及的速やかに法人組織の手続きを完了するものとする。
- 三 学校法人東洋大学は、第一項の寄附完了ならびに法人組織完了と相俟ち、第一項土地の地上権を東洋大学校友会に対して設定するものとする。
- 昭和四拾壹年六月貳拾五日

東洋大学校友会 長 尾 張 真 之 助
学校法人東洋大学理事長 堀 木 亨 弘



大学との覚書、念書、契約書等 (2)

念書

甲 学校法人東洋大学理事長 大島 昌 静
乙 東洋大学校友会々長 尾 張 真之介

東京都管地下鉄路線の通過地域に対する補償金ならびに地中壁設置期間中の地代の補償金の取扱いに對し、甲と乙は次の事項について協議し、その結果を夫々の機関に持帰り報告し、夫々承認を得たので本文書を作成した。

一、甲は次の物件に対する補償額金八百参拾六萬式千七百五拾円也ならびに地中壁工事期間中の地代補償額金参拾五萬九千九百八円也を特定寄附金として受け入れる。

不動産の表示

文京区白山五丁目五番

家屋番号 同町五番参

一、木造瓦葺二階建 一棟、五拾坪壹合

但し、右受領金額金八百参拾六萬式千七百五拾円也には、元校友会囑託青山テル氏に對する立退料金五拾式万円也を含む。

二、甲は乙が前記物件の建坪に相應する土地を代替物件として購入する場合は、前記特定寄附金として受入れた金額を購入資金として支出する。

三、購入物件が特定寄附金として受入れた金額を超過する場合は、その差額を乙が甲に寄附し、甲は特定寄附金として受入れ、その金額を購入資金として支出する。

昭和四十四年六月十二日

右 学校法人東洋大学理事長 大島 昌 静
東洋大学校友会 長 尾 張 真之介



東洋大発第一八二号
昭和四十四年十一月十一日

学校法人東洋大学理事長 大島 昌
東洋大学校友会 長 尾 張 真之介

旧校友会館用地返還方依頼について
謹啓 秋冷のみぎり、貴会いよいよご清栄のこと慶賀に存じます。貴会には、母校の発展のため毎々格別のご高配を忝し、有難く厚く御礼を申し上げます。

さて、本学におきましては、このたび、狭隘逼密な白山キャンパスの整備拡充を計るに当り、さきに本学から貴会に対し使用権を供与してあります旧校友会館あとの土地をご返還いただいた上、必要

な建物を建設したいと存じますので、種々ご都合もおありのこととは拝察いたしますが、既に新会館建設用地の購入も完了されたことでもあり、この際談地のご返還に関し何分のご協力を賜わりたく、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、昭和三十九年一〇月、本学八〇周年記念館建設に伴う隣接地購入に際し、その代替地として既に約三〇坪の返還を願つておりますし、当時における本学と貴会との念書の主旨を具現する意味等を含め、貴会館建設資金の一部として左記のとおりご援助いたしたいと存じますので、金額の多寡に關しご意見もおありのこととは存じますが、学費値上げ実施困難なる本学の諸事情ご察察の上ご快諾下されたく、重ねてご依頼申し上げます。

記

一、該地の時価については、不動産鑑定士により厳格な査定を実施の上、次の計算方法により貴会館建設資金の一部として支出する。

$$\text{時価} \times 0.03150 \times 1.00 \times 1.00$$

なお、当地における地上権の比率は、約七割五分方が常識であります。正式に賃貸契約を締結して地代の納入をうけている額でもなく、貴会と本学との歴史的、血縁的な特別な關係をご察察の上、常識の額から約式割引いていただくことをあわせてご懇願申し上げます。





契 約 書

学校法人東洋大学理事長大島昌勝（以下「甲」という。）と、東洋大学校友会会長代行真溪義實（以下「乙」という。）との間においてつぎの事項により契約を締結する。

第一条 甲は米尾記載の物件（一）を昭和四十一年七月四日、物件（二）を昭和四十四年五月三十日購入したが、本物件に係る購入資金（一）四千六百貳拾壹萬円也、（二）参千四百九拾壹萬円也の計八千壹百零拾壹萬円也は、以下の条件で当事者双方の合意が成立したので、乙が甲に審附したことを確認する。

第二条 物件の所有権は甲にあるが、物件は乙が使用し、甲はこれを自ら使用し、または第三者に使用させない。

第三条 貸借期間は昭和四十五年九月一日から昭和六十五年八月三十一日までの向う貳拾年間とし、期間満了のとき、本契約を更新することができる。

第四条 使用料は契約期間中は無料とする。但し甲において特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

第五条 当該物件に対する公租公課および電気、瓦斯、上下水道等の各料金は乙の負担とし、附帯設備の設置ならびに管理については乙が行うものとする。

第六条 乙はこの土地に新たに建物その他工作物を築造する場合は、あらかじめ乙は甲に申入れるものとする。

第七条 乙は本物件を第三者に譲渡、転貸、および共同使用してはならない。

第八条 乙が前条第二項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

第九条 物件が火災盗難等の損害をこうむつた場合、甲の責任に基づかない損失は一切甲に請求しないこととする。

第十条 甲および乙は期間中は契約の解約をしない。但し、期間中であっても、乙の事情により解約を必要とする場合は甲乙協議の上これを定める。

第十一条 この契約条項又はこの契約条項に記載のない事項について譲渡が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

昭和四十五年九月一日

甲 東京都文京区白山五丁目二八二〇
学校法人東洋大学理事長 大島昌勝
乙 東京都文京区白山五丁目二八二〇
東洋大学校友会会長代行 真溪義實



雨水会館改装計画に係る覚書

今般の大学の雨水会館改装計画による生涯学習センター移行について、校友会は、大学の白山校舎再開発途上における教室・会議室等不足の事情を理解し、協力を惜しまない。

但しこの機会に、雨水会館建設土地は校友会が法人化の折りに返還する旨の合意の存することを再確認するものとする。

記

- 1) 校友会本部は5階に移転する。但し、レイアウトについては校友会の要望を入れ、業務に支障を来さないような配慮をおこなう。
- 2) 移転にともなう面積減の充当分として、3階の特別会議室を4階に移設して、校友会優先会議室とする。
- 3) 1階の校友会資料室兼倉庫使用分の代替倉庫を地下1階に確保する。
- 4) 5階宿泊室の廃止における代替については、全国校友の利便性を考慮して、将来的な検討課題とする。
- 5) 大学記念施設建設の際には、校友会の現状使用面積（179.6㎡）以上の専有面積を確保する。

以上について、本覚書を2通作成し、甲・乙各1通宛保する。

平成12年 5 522日

(甲) 学校法人 東洋大学 理事長 塩川正十郎

(乙) 東洋大学校友会 会長 藤井 謙

